

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則をここに公布する。

令和5年3月29日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第 20 号

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める
日を定める規則

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和 2 年野田市条例第 20 号）附則の規則で定める日は、令和 5 年 5 月 7 日までに新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者又は同日までに当該感染症の感染が疑われる被保険者に対して傷病手当金の支給を始める日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。